

国際会計基準におけるのれん会計の問題点

The Problems of Accounting for Goodwill in IFRS

山口幸三

Kozo Yamaguchi

要旨

IFRS 第3号「企業結合」におけるのれんの定義とその会計処理について検討した。IFRS 第3号が規定するのれんの定義は非常に抽象的で、その測定・計算方法についての規定と必ずしも直接的な関係を持つものではない。IFRS 第3号はのれんの本質を明確に規定しておらず、そのため、のれんの取得時および取得後の処理についての規定を不明確なものにしている。他企業の取得計画の策定・実行にあたっては、のれんの本質とされる有利な立地、秀でた評判および名声、独占的特権、優秀な企業経営陣などの要素のうち取得の目的とされるものが特定または限定されているはずであり、取得されるのれんは取得される有形資産や人材に付随するものと考えられるならば、のれんを減損処理すべきかまたは償却すべきかの判断や、償却する場合の耐用年数の決定など、これらの有形資産や人材の処理に準じて行うことが合理的である。

[キーワード] のれん、国際会計基準、減損、償却

1. はじめに

前稿において、国際会計基準審議会(International Accounting Standards Board;IASB)公表の国際会計基準(International Accounting Standards;IAS)第36号「資産の減損」¹⁾を取り上げ、国際会計基準における減損会計の問題点を検討した。その結果、IAS 第36号はその設定当初は、企業結合において生じたのれん(goodwill)についての減損処理をその対象としていたものであったが、後に資産全般の減損処理について規定するものとして改訂されたものであったことが確認された。しかし、IAS 第36号においては、その規定する減損処理の対象となるのれん自体がそもそも何であるかについて、定義もまたその検討もされていない。のれん自体についての定義やその取得時の会計処理については、国際財務報告基準(International Financial Reporting Standards;IFRS)第3号「企業結合」²⁾に委ねられている。本稿では、IFRS 第3号において規定されているのれんの会計について検討し、その問題点を明らかにする。なお、本稿における検討の対象はのれんに限定し、負ののれんについては稿を改めて検討したい。

2. IFRS 第3号「企業結合」の内容

2.1. IFRS 第3号の目的

IFRS 第3号の目的は以下のように述べられ、のれんの会計処理についての原則および規定を開発することがその目的として特記されている。

「企業が企業結合及びその影響について財務諸表で提供する情報の目的適合性、信頼性及び比較可能性を向上させることにある。そのために、取得企業が次のことをどのように実行すべきかに関する原則及び規定を開発する。

- (a) 識別可能な取得した資産、引き受けた負債および被取得企業のすべての非支配持分を財務諸表で認識し測定する。
- (b) 企業結合で取得したのれん、又は割安購入益を認識し測定する。
- (c) 財務諸表の利用者が、企業結合の性質や財務上の影響を評価することを可能にするため、どの情報を開示すべきかについて決定する。」(pr.IN4 および pr.1)

以上の規定で、企業結合取引における資産および負債の認識・測定に加えて、さらにものれんの認識・測定についての規定が別項目として特記されていることが注目される。

2.2. 取得法

IFRS 第3号では、以下のように、企業結合についての会計処理を取得法(acquisition method)に限定している。実質的にすべての企業結合は取得に該当するということがその理由とされている。

「企業結合は、取得法を適用して会計処理しなければならない。」(pr.IN6)
ただし例外として、以下の企業結合の場合は除くとされている。

- (1) 共通支配下の企業または事業の結合である場合
- (2) 被取得企業が投資企業の子会社である場合

従来はパーチェス法(purchase method)という用語が用いられていたが、企業結合は購入取引がなくても起こりうるので、混乱を避けるために「取得法」という用語に置き換えられたという。(pr.BC14)この他、企業結合の会計処理方法として、プーリング法(pooling method)およびフレッシュ・スタート法(fresh start method)も検討されたが、どちらの方法もかならずしもすべての企業結合に対して適切に使用することができないと判断され、棄却されている。その結果、取得法のみが企業結合についての会計処理方法として採用されている。(pr.BC23)

2.3. IFRS 第3号の適用除外項目

IFRS 第3号は、「識別可能な取得した資産、引き受けた負債および被取得企業のすべての非支配持分を認識し測定するための原則を確立する。これらの項目を認識するために用いられる分類又は指定は、取得日において存在している契約条件、経済状況、取得企業の営業方針又は会計方針及びその他の要因に従って行なわなければならない。」(pr.IN7)と述べているが、企業結合取引に含まれる事項であっても、IFRS 第3号の規定が適用されないものがあり、以下のように限定列挙されている。

「これらの認識及び測定原則に関して設けられた限定的例外

- (a) リース契約及び保険契約は、取得日時点に存在する要因ではなく、契約の開始時点(又

は契約条件が変更した時点)における契約条件及びその他の要因に基づく分類が求められる。

- (b) 企業結合により引き受けた偶発負債のうち、現在の債務であり信頼性をもって測定できるもののみが認識される。
- (c) 一定の資産及び負債は、公正価値ではなく、その他の IFRS に基づく認識及び測定が求められる。影響を受ける資産及び負債は IAS 第 12 号「法人所得税」、IAS 第 19 号「従業員給付」、IFRS 第 2 号「株式に基づく報酬」及び IFRS 第 5 号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」の範囲に含まれる資産及び負債である。
- (d) 再取得した権利の測定についての特別な要求事項がある。
- (e) 補償資産は、たとえその測定値が公正価値ではなかったとしても、補償の対象である項目と首尾一貫する基準で認識され測定される。」(pr.IN9)

以上のように、IFRS 第 3 号の規定が適用されないものとして、リース契約、保険契約、一部の偶発債務、繰延税金資産、従業員給付、ストック・オプション、売却目的保有の非流動資産及び非継続事業などが限定列挙されている。

2.4. のれんの定義

本稿が検討対象とするのれんについては、IFRS 第 3 号は以下のように規定している。

「この基準は、取得企業が識別可能な資産、負債及びすべての非支配持分を認識した場合に、次の両者の差額を識別するよう要求している。

- (a) 移転された対価、被取得企業のすべての非支配持分、及び段階的に達成された企業結合の場合に、取得企業が以前に保有していた被取得企業の持分の取得日公正価値の合計金額
- (b) 取得した識別可能な純資産

当該差額は、通常のものとして認識される。取得企業が割安購入により利得を稼得する場合、当該利得は純損益に認識される。」(pr.IN10)

しかし、この規定はのれんの計算方法または測定方法について述べてはいるが、のれん自体の定義は含まれていない。また、ここに規定されているのれんは当然取得のれんであって、自己創設のれんは含まれていない。

のれんの定義は、「付録 A 用語の定義」において以下のように示されている。

「のれん(goodwill)

企業結合で取得した、個別に識別されず独立して認識されない他の資産から生じる将来の経済的便益を表す資産(An assets representing the future economic benefits arising from other assets acquired in a business combination that are not individually identified and separately recognized.)」

IFRS 第 3 号には資産の定義は明示されていないが、IAS 第 38 号「無形資産」の「付録 A 用語の定義」において、資産の定義が以下のように示されている。

「資産とは、次の条件を満たす資源をいう。

- (a) 過去の事象の結果として企業が支配し、かつ、

(b) 将来の経済的便益が企業へ流入することが期待される。」³⁾

以上の、「のれん」と「資産」のそれぞれ定義を比較すると、のれんの定義では、「過去の事象の結果として企業が支配」という資産の条件が「企業結合で取得」という条件によって特定され、企業へ流入することが期待される「将来の経済的便益」については、

(1) 企業結合で取得した他の資産から生じたもので、

(2) 個別に識別されず独立して認識されないもの、

という2つの条件が追加されていることがわかる。

さらに、無形資産については、IAS 第38号の「付録A 用語の定義」において「物理的実体のない識別可能な非貨幣性」⁴⁾と定義され、「個別に識別されず独立して認識されない」のれんとの違いが明確にされている。

上述の資産、無形資産およびのれんの定義を比較すると、それぞれに共通する「将来の経済的便益」とは何かが問題となる。「将来の経済的便益」については、IASBの「概念フレームワーク」4.8項にその説明がある。「資産に具現化された将来の経済的便益とは、企業への現金及び現金同等物の流入に直接的に又は間接的に貢献する潜在能力である。」つまり、「将来の経済的便益」とは、キャッシュフローを生み出す潜在能力ということになる。それはまた、以下のIFRS第3号の「結論の根拠」における記述から明らかなように、伝統的にのれんの定義として主張されてきた「超過収益力」を意味していると思われる。

IFRS第3号はその「結論の根拠」において、FASBの公開草案にならって、実務においてのれんとして認識されていた金額の構成要素を以下のように6つ列挙している。

構成要素1——取得日時点の被取得企業の純資産の帳簿価額に対する公正価値の超過分

構成要素2——被取得企業が以前には認識していなかったその他の純資産の公正価値

構成要素3——被取得企業の既存の事業における継続企業要素の公正価値。

構成要素4——取得企業と被取得企業の純資産及び事業を結合することにより期待される相乗効果およびその他の便益の公正価値。

構成要素5——提示する対価を評価する際の誤謬により生じた、取得企業が支払う対価の過大評価

構成要素6——取得企業による過大支払又は過少支払 (BC313)

以上の6つの構成要素のうち、構成要素1, 2, 5および6はのれんの一部ではないとされ、構成要素3および4がのれんの一部であり、これらを総称して「コアのれん(core goodwill)」と表現されている。構成要素3の「継続企業要素は、当該資産を別々に取得しなければならなかったとした場合に予想されるよりも高い収益率を、確立された事業が純資産の集合体に対して稼得する能力を表すものである。」(BC313) また、構成要素4は、取得企業と被取得企業の純資産及び事業を結合することにより期待される相乗効果として、個々の資産の単なる合計以上のものとされている。このように、IFRS第3号においてのれんは、継続企業全体を取得した場合に期待される収益率が個々の資産を別々に取得した場合の収益率を上回る超過収益力と捉えられているのであり、その源泉は「当該事業の純資産の相乗効果及びその他の便益（例えば、独占的利益を得る能力や、法的及び取引コストの両面からの潜在的な競争者の市場への参入に対する障壁を含む、市場の不完全性に関する要因）から生

じる。」(BC313) と考えられている

3. のれん認識後の処理

IFRS 第3号は2004年のその公表以来、のれんの認識後の処理として、償却は行わず、減損テストだけを行なうことを要求している。(pr.BC69(d))そして、減損に関する手続きの詳細については、IAS 第36号「資産の減損」が規定している。それ以前は、IAS 第22号「企業結合」(1998年改訂)が、のれんは規則的な方法でその有効期間にわたって償却しなければならないと規定していた。また、償却期間としては、将来の経済的便益が企業に流入するであろうと予測される期間の最善の見積りを反映するものでなければならないとして、のれんの有効期間は、当初認識から20年を超えないであろうという反証可能な推定がある、と記述されていた。(pr.44)のれんの認識後の処理については、2004年公表のIFRS 第3号から、いわゆる減損のみアプローチが採用され、それまでの償却アプローチが棄却されるという、重大な変更が行われているのである。

4. のれんについての学説

企業取得時に、被取得企業の諸資産、諸負債および純資産が適正かつ公正に評価され、当該純資産に等しい対価が支払われるならば、のれんというものは本来発生するはずのないものである。しかし、現実に行われる企業取得取引においては多額ののれんが発生しており、近年その額はさらに多額のものとなっている。現実に行われるのれんについて、必要とされる会計処理を国際会計基準ではどのように規定しているのかを検討してきたが、IFRS 第3号はのれんを、継続企業全体を取得した場合に企業へ流入することが期待される「将来の経済的便益」と定義していることが明らかになった。しかし、その測定については、取得した識別可能な純資産と移転された対価との差額・残余として測定することを要求している。のれんを、「企業結合で取得した、個別に識別されず独立して認識されない他の資産から生じる将来の経済的便益を表す資産」と非常に抽象的に定義しており、いざその測定の段階になると、その抽象的な定義が測定方法に直結しているとは考えられない。ここにIFRS 第3号の問題点のひとつがある。IFRS 第3号は、のれんの本質は何なのかという根本的な問題を回避している。のれんが何であるのかということは、取得時および認識後におけるのれんの処理をどのようにすべきかを左右する問題である。それでは、のれんの本質は何なのであるか。この問題に取り組むために、先学によるのれんの定義を手がかりとすることにする。

4.1. のれんのトップダウン観とボトムアップ観

Johnson, L.T. and K.R. Petrone (1988)によると、のれんについての一般的な見方(perspective)は2つあるという。その一つは、「トップダウン観(top-down perspective)」で、のれんを何かより大きいものの構成要素の一つまたは部分集合と見るものである。もう一つは、「ボトムアップ観(bottom-up perspective)」で、のれんをその構成するいくつかの構成要素の集合と見るものである。FASBはこの二つの見方がいずれも、のれんが何であるか、あるいは企業結合との関連で何を表すのかを見定めるのに役立つと考えたという。⁵⁾

4.1.1 トップダウン観：より大なる資産の構成要素としてののれん

一台の機械が工場の構成要素の一つと見られるのとちょうど同じように、のれんも取得企業の、被取得企業への投資の構成要素の一つと見ることができる。当該投資は、被取得企業および当該企業結合から生じる将来収益についての、取得企業の期待値に基づいている。トップダウン観の下では、当該のより大なる項目—当該投資—が資産として相応しいかどうかによって問題の枠が決定される。もしも資産として相応しいならば、それに不可欠な構成要素はより大なる資産の部分集合と見なされ、資産それ自体として会計処理されるのである。より大なる資産はそれを構成する部分に分解され、様々な識別可能な取得された純資産が記録された後で、その残余がのれんに割り当てられるのである。そのようなものとして、のれんは「残された(left over)」ものであり、会計原則審議会(APB)がその意見書第16号「企業結合」で述べているのと本質的に同じ述べ方である。すなわち、「被取得企業の原価が、取得された識別可能な資産から負債を控除したものに割り当てられた合計を上回る超過額である。」⁶⁾

以上のように、トップダウン観によると、のれんは継続企業を構成する資産群の一部であり、資産群全体がまず評価され、次にのれん以外の識別可能な諸資産に評価額が割り当てられた後、残余としてのれんの評価額が決定されるのである。のれんを残余として計算するIFRS第3号はトップダウン観を採用していることになる。

4.1.2 ボトムアップ観：のれんの構成要素

ボトムアップ観は、トップダウン観とは反対のアプローチを取っており、のれんを形成する構成要素からのれんを見ている。この見方では、取得企業が支払った価格が被取得企業の識別可能な純資産の公正価値を上回る場合には、おそらく、取得企業にとって価値のある、他の何らかの資源が取得されているのである。

のれんの構成要素と見てよい当該資源を識別するにあたり、構成要素部分の最大の潜在的集合を捕捉するために、のれんを広く解釈することが有益である。せいぜい広く見て、のれんは「購入割増金(purchase premium)」、すなわち取得企業によって支払われた、被取得企業の純資産の帳簿価額を上回る割増金であると解釈される。この解釈は、APB意見書第16号の解釈よりも広いが、実務において、特に取得された純資産について信頼しうる公正価値尺度が得られる場合に、時々行われるのれんの計算方法を反映している。それはまた、少なくとも米国外での実務をも反映している。⁷⁾

以上のように、ボトムアップ観によると、企業取得時には識別可能な諸資産のほかに、個別に価値のある他の何らかの資産が取得されているとみなされ、当該資産がのれんとして認識される。取得時にはその評価額が、期待キャッシュフローを割引計算によって資本還元されるなどして、他の資産とは独立した「購入割増金」として測定されるのである。

のれんの定義について、トップダウン観とボトムアップ観という2つの見方の対比をみると、どちらものれん自体の定義ではなく、残余や割増金というその測定方法に関するものと思われる。のれんの本質についての明確な定義は示されていない。

のれんの定義についてはすでに100年以上前から、20世紀の初頭には会計学上の議論の

対象とされてきている。ここでさらに、伝統的な会計学におけるのれんの定義に関する議論を振り返りたい。

4.2. 伝統的会計学におけるのれんの定義

のれんに関する初期の議論は、主にのれんの法的認識とのれん概念の定義に集中していた。特に、企業取得時にその対価として支出される現金の金額または交付される株式の評価額に関する問題として取り上げられてきた。

会計学の見地からは、のれんについては文献上、以下の3つの主要な定義が提案されている。⁸⁾

1. 企業に対する友好的な態度の評価
2. 超過収益の現在価値
3. 包括評価勘定としてののれん

4.2.1 企業に対する友好的な態度の評価 Valuation of Favorable Attitudes Towards the Firm

のれんはしばしば、有利な事業関係 *advantageous business relationship*、従業員との良好な関係 *good relations with employees*、顧客の友好的な態度 *favorable attitude of customers* から生じると考えられている。これらの友好的な態度は有利な立地 *advantageous location*、秀でた評判および名声 *excellent reputation and name*、独占的特権 *monopolistic privileges*、優秀な企業経営陣 *good business management* によるものであるかもしれない。継続事業の購入価格が、のれん以外の個別の資産すべての評価額の合計を上回る場合、その超過額がこれらの特定の無形の属性に対する支払額を示すと見なされよう。しかしながら、これらの特性のそれぞれに特定の評価額を個別に割り当てることはできない。したがって、のれんの全体価値はその部分の合計を加算することでは計算できないので、これらの特性を列挙するだけでは、それらの評価について意味のある考察をしたことにはならないのである。

企業に対する友好的な態度というアプローチは、これらの特質のほとんどがただ単に将来の超過利益の可能性を与えるからというだけのことで、これらの特質が特定の資産に付着するかまたは価値を有すると推定している点に論理の危うさがあるとされる。たとえば、有利な立地はというの、当該土地および建物がどこか他の類似の不動産よりも価値があるということの意味することになる。また、秀でた評判および名声の価値は、商標やブランド名の評価額に付着したものである。しかし、優秀な企業経営陣や独占的特権は必ずしも特定の資産に付着するものではなく、全体としての企業の属性を表すものである。したがって、特定の態度や属性を列挙するだけでは、のれんの定義および評価に対して意味のあるアプローチを与えないのである。友好的な態度のうちのあるものは、有形資産の評価に含められるべきであるし、他のものは特定の無形資産の累計額として切り離して分類されるべきであり、そしてその残り（今やのれんと呼ぶことが出来るもの）が、特定の属性に関連づけることのできない残余の便益を表していることになるのである。

4.2.2 超過収益の現在価値 Present Value of Superior Earnings

Paton はのれんの本質を、正常利回りと考えられるものを上回る将来の予想収益（または持分保有者への現金支払額）の割引現在価値を表していると定義している。「生産に投下された資本について実現された利回りは、たとえ同一の業種でも、企業ごとに大きく異なる。たとえば、家具製造業において、ある企業が5%の利益を上げ、他の企業は6%、そしてまた別の企業は10%というように、である。事業成功の条件は複雑であるから、投下資本額は純利益の金額を規定する要因のひとつにすぎない。経営者の能力 *managerial ability*、方法と過程 *methods and processes*、テリトリーの立地 *territorial location*、商標名 *trade name*、販売組織 *selling organization* や、その他多くの要素が財務的成功に貢献している。競争相手と比べて有利な設備を有している企業もある。特定の企業が同一産業における普通の企業を上回って実現することのできる超過利益を資本還元した価値がのれんである。普通の企業というのは、当該産業に投資家を呼び込むのに十分な利回りを上げている企業を意味する。」⁹⁾

しかしながら、これはのれんの測定値であって、その本質について記述したものではない。さらに、それは測定概念としても妥当な概念であるか疑わしい。

全体としての企業の価値は、投資家が主観的に決定することしかできない。なぜなら、それは将来のキャッシュフローの期待値と予想される機会収益率と個人的な効用リスク関数に依存するからである。Chambers(1966)が述べているように、「継続企業ののれんは構成要素に属するものであって、企業に属するものではない。」¹⁰⁾したがって、経営者も会計人ものれんに正しい評価額を付すことはできない。投資家も企業の全体価値を特定の有形資産および無形資産に、そしてのれんにも論理的に配分することは出来ない。有形資産は「正常収益率」しかあげられないが、他の要素が超過収益の獲得に寄与していると仮定されているが、それは仮定に過ぎず、実証されているわけではない。有形資産は、不完全な競争、製品への需要変化並びに効率的利用の変化を理由として、特定の用途において価値を有するであろう。最終用役や最終製品を生産するにあたり、また株主への現金配当を許容するにあたり、すべての要素が相互作用している。したがって、企業の全体価値の一部を超過収益の資本還元に基づいてのれんに配分しようとする試みは不自然なものである。¹¹⁾

4.2.3 包括評価勘定としてののれん

包括評価勘定としてののれんを定義しているのは Canning である。彼は、のれんが通常の意味でそもそも資産であるのかどうかを問題にし、のれんを包括な評価勘定と定義している。資産はすべて、将来の収益およびキャッシュフローの流列への貢献が期待できるがゆえに、企業にとって価値を有するのである。とするならば、企業の全体価値は、このキャッシュフローの流列を生じさせる特定の資産に関連させるべきであることになる。ここまでは、のれんを超過収益として定義する考え方と同じである。しかしながら、一般に企業の全体価値を分割して特定の資産に割当ててすることはできない。資産のなかでも、売掛金は予想される現金受領額の割引によって評価することができるし、棚卸資産は正味実現可能価額によって評価することができる。しかし、土地、工場および設備や特許権を特定の期待キャッシュフローの流列に関連づけることは普通はできない。同様に、のれんにも特定の期待キャッシュフロー

一の流れを割り当てることができない。Canningはこのように考えて、のれんは超過収益としてではなく、包括評価勘定として記録されるとした。この場合の包括的な評価勘定というのは、資産の経済的属性または法的属性のうち、特定の資産に割り当てられない雑多な項目を一括して収容する評価勘定である。この評価勘定は真性の資産勘定の付属物として設定され、記録されるものである。¹²⁾

5. のれんの本質とは

IFRS 第3号のようにのれんを将来の経済的便益と定義した場合、あるいは Paton のように超過収益力と定義した場合、いずれの場合でも、その将来の経済的便益あるいは超過収益力をもたらす何かが存在するはずであり、その何かがのれんの本質を意味するのではなからうか。あるいは、被取得企業の純資産の公正価値と取得のために移転された対価との差額と理解した場合でも、そのような差額が生じる原因となる何かが存在するはずであり、やはりその何かがのれんの本質を考えられるべきではないのか。

検討してきた結果、IFRS および IAS においては、のれんの本質を意味する「何か」について明確に規定されているとは言い難い。上記2つの定義はあくまでも、のれんの測定方法、計算方法であって、のれんそれ自体の定義ではない。のれんを資産として認識するのであれば、他の資産同様に、まずのれんが何であるのかを特定し、その後その測定ないしは計算について検討すべきであろう。

のれんはしばしば、有利な事業関係、従業員との良好な関係、顧客の友好的な態度から生じると考えられている。これらの友好的な態度は有利な立地、秀でた評判および名声、独占的特権、優秀な企業経営陣などから生じるとされている。¹³⁾

のれんを超過収益の資本還元値と定義している Paton も、のれんの生成要因として、経営者の能力、方法と過程、テリトリーの立地、商標名、販売組織などを列挙している。¹⁴⁾

また、高瀬はのれんの生成条件を分類し、以下の4つをあげている。¹⁵⁾

1. 人的条件（又は技術的条件）－経営者及び使用人の才能、技術、性格
2. 法的条件－法令による独占権
3. 自然的条件－営業所及び製造工場の地域
4. 資本家的条件－合同、連合、コンツェルン

以上のように、のれんの生成要因として様々なものが指摘されているが、高瀬が分類しているような人的条件（または技術的条件）、法的条件、自然的条件、資本家的条件によるものであることは共通していると思われる。

ある企業が他企業を取得する場合、当該他企業の取得という行為には何らかの目的が存在するはずである。その目的とは、取得対象の企業が擁する有利な立地、秀でた評判および名声、独占的特権、優秀な企業経営陣を活用することで取得前よりも大なる利益を獲得することであり、企業取得によって少なくともより大なる利益の獲得が期待できるからに他ならない。そのため、他企業取得に伴って獲得されると考えられるのれんは超過収益力を有すると判断され、その評価額ないしは測定額が、伝統的な会計理論において、当該企業取得によって期待されるキャッシュフローの取得時点での割引現価であると説明されてきたのである。

であるならば、有利な立地、秀でた評判および名声、独占的特権、優秀な企業経営陣などの要素のうち取得の目的として限定ないしは特定できるものがあるはずであり、それらの要素の限定ないしは特定ができないような企業取得計画を、取得企業の経営者が立案・実行することは望ましくないことであると判断することができよう。また、のれんをこのように定義するならば、企業結合時に認識されたのれんの認識後の処理についても、減損処理すべきかまたは償却すべきかの判断や、償却する場合の耐用年数の決定などを合理的に行うことができるのではないかと考えられる。

たとえば、被取得企業の立地条件が良いことが当該企業取得の目的であるとして、のれんが付随して取得された場合には、のれんを償却すべきか減損処理すべきかの判断は、取得した土地および建物についての処理に準じて行うことが合理的である。土地は通常非償却資産であるので償却の対象とはしないので、付随すると考えられるのれんも同様に償却は行わず、減損が生じた場合には減損処理することとする。建物については耐用年数を見積もって減価償却が行われるので、付随すると考えられるのれんも同じ耐用年数を適用して償却を行うことが合理的であろう。その際には、予想される収益やキャッシュフローを特定の資産に割り当てることの困難さが指摘されることがあるが、減損損失の認識にあたり資産を資金生成単位ごとに分類することが行われていることを考慮すると、資産を資金生成単位ごとに分類したうえで、それらの資産を一括して総合償却することは困難なことではあるまい。優秀な経営者や従業員の存在が企業取得の目的とされたのならば、当該経営者との間で締結された雇用契約年数や受け入れた従業員全員の予想勤務年数の平均値を耐用年数として、付随するのれんを償却することが考えられる。これに伴う計算手続きについては退職給付引当金の算定方法を参考にすることが可能であろう。

6. おわりに

IFRS 第3号「企業結合」は、企業結合取引における被取得企業の資産、負債および純資産の認識・測定について規定したものであるが、特にその際に生じるのれんの認識・測定についての規定がされていることが注目される。改訂後のIAS第36号「資産の減損」が資産全般の減損処理について規定してはいるが、その設定当初から、企業結合において生じたのれんの減損処理を中心に規定したものであることを考慮すると、IFRS第3号とIAS第36号はいわば双子の兄弟であると言えることができる。しかしそのため、のれんの会計処理について参照する場合には、2つの基準の該当箇所を、場合によってはその他の基準をも併せて参照しなければならず複雑かつ複雑な基準となっている。IFRS第3号はのれんの定義を「将来の経済的便益」と規定し、その計算にあたっては取得された資産、負債および純資産とその取得のために支払われた対価の差額と規定している。しかし、この差額または残余としての定義は測定ないしは計算方法を示すものであって、のれんの本質を表した定義ではない。IFRS第3号におけるのれんの定義は抽象的なもので、その測定・計算方法についての規定と必ずしも直接的な関係を持つものではない。のれんの本質をどのように理解するのかは、取得時およびその後ののれんの処理を大きく左右する問題である。他企業の取得計画の策定・実行にあたっては、のれんの本質とされる有利な立地、秀でた評判および名声、独占的

特権、優秀な企業経営陣などの要素のうち取得の目的とされるものが特定または限定されているはずであり、取得されるのれんは取得される有形資産や経営陣・従業員に付随するものとするならば、のれんを減損処理すべきかまたは償却すべきかの判断や、償却する場合の耐用年数の決定など、これらの取得された有形資産や受け入れた経営陣・従業員の処理に準じて行うことが合理的である。

[注]

¹⁾ IASB(2004a);IAS No.36 Impairment of Assets.

山口幸三稿「国際会計基準における減損会計の問題点」、『明星大学経営学研究紀要』

第10号、2015年3月

²⁾ IASB(2010b);The Conceptual Framework for Financial Reporting

³⁾ IASB(2004a);IAS No.36 Impairment of Assets.

⁴⁾ IASB(2004b);IAS No.38 Intangibles.

⁵⁾ Johnson, L.T. and K.R. Petrone(1988), p.294

⁶⁾ Accounting Principle Board(1970), pr.87

⁷⁾ Johnson, L.T. and K.R. Petrone(1988), p.294

⁸⁾ Hendriksen,Eldon S.(1970), p.433-5.

⁹⁾ Paton,W.A. and R. A.Stevenson(1916), p.163

¹⁰⁾ Chambers,Raymond J.(1966) ,p.211

¹¹⁾ Hendriksen,Eldon S.(1970), p.434

¹²⁾Canning,J.B.(1929),p38-44

¹³⁾ Hendriksen,Eldon S.(1970), p.433

¹⁴⁾ Paton,W.A. and R. A.Stevenson(1916), p.163

¹⁵⁾ 高瀬荘太郎(1930),p.29-30

[参考文献]

[1]Accounting Principle Board(1970);Business Combination, APB Opinion No.16

(日本公認会計士協会国際委員会訳『アメリカの会計原則 AICPA 会計原則審議会意見書』1978年、大蔵財務協会)

[2]Canning,J.B.(1929);*The Economics of Accountancy*

[3]Chambers, Raymond J.(1966);*Accounting, Evaluation and Economic Behavior.*

[4]European Financial Reporting Advisory Group(EFRAG)(2014);Should Goodwill Still not be Amortised?:Accounting and Disclosure for Goodwill.

(仮訳「のれんはなお償却しなくてよいか：のれんの会計処理及び開示」2014年)

[5]Gynther, Reg S.(1969);Some Conceptualizing on Goodwill,

In: *The Accounting Review*,April,1969,pp.247-255

[6]Hendriksen, Eldon S.(1970);*Accounting Theory*, Revised Edition.

[7]IASB(2004a);IAS No.36 Impairment of Assets.

- [8]IASB(2004b);IAS No.38 Intangibles.
- [9]IASB(2010a);IFRS No.3 Business Combination
- [10]IASB(2010b);The Conceptual Framework for Financial Reporting
- [11]Jennings, R., M. LeClere and R. B. Thompson II (2001); Goodwill Amortisation and the Usefulness of Earnings, in *Financial Analyst Journal*, Vol. 57 (5), pp. 20-28.
- [12]Johnson, L.T. and K.R. Petrone (1988); Commentary: Is Goodwill an Asset? in *Accounting Horizons* vol. 12 (3).
- [13]May, G.O.(1943);*Financial Accounting: A Distillation of Experience*.
(G.O.メイ著、木村重義訳『財務会計－経験の蒸溜－』1970年、同文館)
- [14]Paton, W.A. and R. A. Stevenson (1916);*Principles of Accounting*.
- [15]Paton, W.A. and R. A. Stevenson(1918);*Principles of Accounting*.
- [16]Paton, W.A.(1922);*Accounting Theory: With Special Reference to the Corporate Enterprise*.
- [17]Paton, W.A. and A.C. Littleton (1940);*An Introduction to Corporate Accounting Standards(American Accounting Association Monograph No.3)*.
(ペイトン・リトルトン共著、中嶋省吾訳『会社会計基準序説(改訳版)』1958年、森山書店)
- [18]Paton, W.A. and Robert L. Dixon, (1958);*Essentials of Accounting*;3rd Ed.
- [19]浅野敬志、大坪史尚(2014)「取得のれんの償却に関する一考察－保守主義の視点から－」、
『会計』第186巻第4号(2014年10月号、60-74頁)
- [20]太田哲三(1935)『会計學概論(改訂増補)』大東書館
- [21]太田哲三(1937)『会計學研究』大東書館
- [22]伊藤邦雄(2006)編著『無形資産の会計』,中央経済社
- [23]久野秀男(1970)「無形固定資産会計論」片野一郎責任編集『資産会計論』第6章
(黒沢清他総編集近代会計学大系第4巻)、中央経済社
- [24]斎藤静樹(2012)「企業結合における公正価値会計と自己創設のれん」、『会計』第182巻
第6号(2012年12月号、108-121頁)
- [25]神納樹史(2014)「国際的調和化の過程におけるのれん認識後の処理」、『会計』第186巻
第4号(2014年10月号、90-101頁)
- [26]藤田敬司(2005)『現代資産会計論』中央経済社
- [27]高瀬荘太郎(1930)『暖簾の研究』、森山書店